

議会運営委員会会議録

開閉日時 令和3年2月22日(月) 午前10時00分～午前10時32分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

1番 荒川 義孝、 3番 杉浦 康憲、 7番 長谷川広昌、
11番 北川 広人、 14番 小嶋 克文、 15番 内藤とし子
オブザーバー

議長(10番) 杉浦 辰夫、 副議長(9番) 柳沢 英希、
5番 岡田 公作、 6番 柴田 耕一、 16番 倉田 利奈

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

2番 神谷 直子、 4番 神谷 利盛、 8番 黒川 美克、
12番 鈴木 勝彦、 13番 今原ゆかり

4. 説明のため出席した者

市長、総務部長、行政GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 令和3年3月定例会について
 - (1) 議案の説明について
 - (2) 議案の取り扱いについて

- (3) 一般質問の受付について
- (4) 予算特別委員会委員の指名について
- (5) 請願書、陳情書及び意見書（案）の取り扱いについて

2 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件につきましては、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の杉浦康憲委員を指名いたします。

本日御協議いただきます案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりであります。

それでは、案件の順序に従い、逐次進めてまいりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

《議 題》

1 令和3年3月定例会について

(1) 議案の説明について

委員長 当局の説明を求めます。着席で結構です。

説（総務部） お許しをいただきましたので着座にて御説明をさせていただきます。それでは、令和3年3月定例会に付議させていただきます案件につきまして御説明を申し上げます。

初めに、提出予定案件一覧表をお願いいたします。案件といたしましては、同意3件、一般議案が10件、補正予算が8件、当初予算が8件、報告2件の計31件をお願いするものでございます。

続きまして、提出予定案件一覧表の次に、提出予定議案の概要がございます。同意及び一般議案につきましては、この資料に沿って御説明を申し上げます。

同意第1号及び同意第2号は、公平委員会委員及び固定資産評価審査委員会の委員の再任について御同意をお願いするものであります。

同意第3号は、教育委員会教育長の新任について御同意をお願いするものであります。

議案第2号及び前後いたしますが、議案第4号は、押印を求める手続の見直し等のため、公平委員会委員及び職員のサービスの宣誓について宣誓書への押印を不要とするとともに、固定資産評価審査委員会の審査手続において、審査申出書等への押印を不要とする等のものであります。

議案第3号は、本条例において引用する新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

次ページをお願いいたしまして、議案第5号は、自治基本条例検証委員会の提案を踏まえ、議会の機能に係る表現並びに検証及び見直しの終期を変更するものであります。

議案第6号は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う社会経済情勢に鑑み、市長、副市長及び教育長の給料月額を減額する特例を一年間延長するものであります。

議案第7号は刈谷市との定住自立圏の形成に関する協定の期間満了に伴い、

協定を再度締結するものであります。

議案第 8 号は、令和 3 年度から令和 5 年度までの介護保険料率を定める等のものであります。

議案第 9 号は、厚生労働省令の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス事業等において、所要の規定の整備を行うものであります。

議案第 10 号は、地域交流施設で行う事業のうち、公民館事業を廃止するものであります。

議案第 11 号は、高浜小学校等整備事業の契約金額について、事業契約を変更するものであります。

続きまして、補正予算書をお願いいたします。議案第 12 号、令和 2 年度一般会計補正予算（第 14 回）につきまして御説明を申し上げます。

タブレットでごらんになられる方におかれましては、予算書が見開きでごらんいただけるよう、横向きでごらんいただきますようお願いいたします。

補正予算書の 5 ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ 2 億 1,494 万 4,000 円を追加し、補正後の予算総額を 233 億 2,651 万 9,000 円といたすものであります。

10 ページ、11 ページをお願いいたします。繰越明許費は、いずれも年度内の完了が見込めないことから、令和 3 年度に繰り越すものであります。

12 ページ、13 ページをお願いいたします。債務負担行為補正は、新たに期間及び限度額を定めるほか、契約金額の確定等により限度額を変更いたすものであります。

14 ページ、15 ページをお願いいたします。地方債補正は、事業費の確定及び減収補填債の発行等により限度額を増減いたすものであります。

58 ページ、59 ページをお願いいたします。58 ページ、59 ページの歳入の主なものについて申し上げます。1 款 1 項市民税及び 2 項固定資産税は、決算見込みに伴い増額いたすものであります。

60 ページ、61 ページをお願いいたします。14 款 2 項 1 目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、国の第 3 次補正により増額いたすものであります。

64 ページ、65 ページをお願いいたします。17 款 1 項 1 目一般寄附金はふるさと応援寄附金の決算見込みに伴い減額するもので、2 目総務費寄附金は、市制施行 50 周年記念事業基金指定寄附金として、池田 淑照（よしてる）様、野々山 徳雄（とくお）様、あおみが丘コミュニティ株式会社様、イビデン株式会社衣浦事業場様、株式会社ジェイテクト田戸岬工場様、高浜工業株式会社様、大和リース株式会社名古屋支店様、中日コンサルタント株式会社様、株式会社豊田自動織機様、株式会社フコク愛知工場様、碧海信用金庫高浜支店様、明和工業株式会社様及び匿名の方からの御寄附で、職員研修基金指定寄附金は匿名の方からの御寄附であります。

18 款 1 項 1 目基金繰入金は、今回の補正の財源調整として財政調整基金からの繰入金を減額する等のものであります。

21 款、市債は 66 ページ、67 ページをお願いしまして、8 目減収補填債は、利子割交付金、地方消費税交付金等を補填するための市債を計上いたすものであります。

68 ページ、69 ページをお願いいたします。歳出の主なものについて申し上げます。

2 款 1 項 3 目市民活動支援費の 3、地域内分権推進事業、11 目財産管理費の 1 庁舎管理事業、70 ページ、71 ページをお願いしまして、18 目防災対策費の 1、防災活動事業は、ふれあいプラザ、市庁舎、避難所等における新型コロナウイルス感染症対策に係る備品、以下、新型コロナ対策備品と申し上げますの購入費等を計上いたすものであります。

74 ページ、75 ページをお願いいたします。3 款 1 項 2 目地域福祉推進費の 2、いきいき広場管理運営事業は、庁用器具費において、新型コロナ対策備品購入費を計上いたすものであります。

3 目障害者在宅・施設介護費の 1、障害者自立支援事業は、サービス利用者の増加等に伴い増額いたすものであります。

76 ページ、77 ページをお願いいたします。3 款 2 項 2 目保育サービス費は 78 ページ、79 ページをお願いしまして、3、保育園管理運営事業、3 目家庭支援費の 9、児童センター事業及び 12、たかはま夢・未来塾事業は、保育園、児童セ

ンター、たかはま夢・未来塾における新型コロナ対策備品購入費等を計上いたすものであります。

80 ページ、81 ページをお願いします。4 款 1 項 1 目保健衛生費の 4、新型コロナウイルス感染症対策推進事業は、対象医療機関の増に伴い、新型コロナウイルス感染拡大防止等支援補助金を増額いたすものであります。

88 ページ、89 ページをお願いします。10 款 2 項 1 目学校管理費の 1、小学校維持管理事業は、庁用器具費において新型コロナ対策備品購入費を計上いたす等のものであります。

90 ページ、91 ページをお願いします。10 款 3 項 1 目学校管理費の 2、中学校維持管理事業及び 4 項 1 目幼児教育費の 3、幼稚園維持管理事業は、庁用器具費において新型コロナ対策備品購入費を計上いたす等のものであります。

92 ページ、93 ページをお願いします。10 款 5 項 2 目生涯学習機会提供費の 3、生涯学習施設管理運営事業、12、図書館管理運営事業及び 5 目文化事業費の 1、美術館管理運営事業は、庁用器具費において公民館、図書館及び美術館における新型コロナ対策備品購入費を計上いたす等のものであります。

続きまして、1 ページにお戻りをお願いいたします。特別会計及び企業会計につきましては、1 ページの補正予算総括表で御説明を申し上げます。

5 特別会計及び 2 企業会計の補正予算は、事務事業費の確定あるいは年度末の決算見込み等に伴う補正が主なものであります。

続きまして、当初予算書をお願いいたします。

議案第 20 号、令和 3 年度一般会計予算につきまして申し上げます。予算書の 5 ページをお願いします。一般会計の予算総額は歳入歳出それぞれ 160 億 110 万円と定めるものであります。

10 ページ、11 ページをお願いします。債務負担行為は、6 つの事項について定めるもので、地方債は 9 つの事業について計上いたすものであります。

49 ページをお願いします。歳入の主なものについて申し上げます。1 款市税は、81 億 739 万 4,000 円で、前年度比 7 億 5,085 万 6,000 円の減を見込んでおります。

7 款地方消費税交付金は、10 億 1,800 万円。

10 款地方交付税は、特別交付税として 1 億円を見込み、普通交付税は不交付を見込んでおります。

12 款分担金及び負担金は、9,245 万 2,000 円。

13 款使用料及び手数料は、1 億 4,028 万 9,000 円を見込んでおります。

14 款国庫支出金は、25 億 9,262 万 2,000 円。前年度比 3 億 1,774 万円の増の主なものは、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び同接種体制確保事業費補助金の増であります。

15 款県支出金は、11 億 5,811 万 3,000 円を見込んでおります。

78 ページをお願いします。78 ページの 17 款寄附金は、7,501 万 2,000 円。前年度比 5,799 万 9,000 円の減、主なものは、ふるさと応援寄附金の減であります。

18 款基金繰入金は、11 億 3,814 万 5,000 円。前年度比 4 億 6,415 万 7,000 円の増の主なものは、財政調整基金繰入金の増であります。

次に歳出の主なものについて申し上げます。105 ページをお願いいたします。2 款総務費について申し上げます。10、ICT 推進事業では、委託料に AI を活用した総合案内サービス業務委託料及びテレワーク構築業務委託料を計上いたしております。

113 ページをお願いします。1、防災活動事業では、消耗品費に新型コロナウイルスなどの感染症対策用災害物資の購入費を計上いたしております。

135 ページをお願いいたします。3 款民生費について申し上げます。2、地域生活支援事業では、委託料に障害者地域生活総合支援業務委託料を計上いたしております。

151 ページをお願いします。4、小規模保育事業では、扶助料の地域型保育給付費に家庭的保育事業の一部を小規模保育事業に移行するための経費を計上いたしております。

160 ページ、161 ページをお願いします。4 款衛生費について申し上げます。4、新型コロナウイルス感染症対策推進事業では、163 ページをお願いいたしまして、委託料に個別接種業務委託料及び集団接種業務委託料などを計上いたしております。

199 ページをお願いします。1、交通安全指導啓発事業では、補助金に自転車用ヘルメット購入費補助金を計上いたしております。

203 ページをお願いします。10 款教育費について申し上げます。上段は、1 項 1 目教育委員会費になります。委託料及び使用料賃借料に、学校と保護者の連絡システム導入に係る業務委託料及び使用料を計上いたしております。

209 ページをお願いします。小学校維持管理事業になります。委託料に、港小学校長寿命化改良事業実施設計業務委託料などを計上いたしております。

215 ページをお願いします。上段は中学校維持管理事業になります。工事請負費に、南中学校の北校舎非常階段改修工事費及び給食調理室改修工事費並びに高浜中学校のトイレ改修工事費及びプール改修工事費などを計上いたしております。

231 ページをお願いします。6 項 2 目生涯スポーツ費になります。工事請負費に体育センター解体工事費を計上いたしております。

1 ページにお戻りをお願いいたします。予算総括表をお願いいたします。5 特別会計並びに 2 企業会計の当初予算であります。特別会計全体としましては、前年度比 2,468 万 9,000 円減の 67 億 6,310 万 6,000 円。

水道事業会計につきましては、前年度比 4,642 万 6,000 円増の 13 億 4,662 万円で、下水道事業会計につきましては、前年度比 8,946 万 5,000 円増の 25 億 7,410 万 4,000 円といたすものであります。

最後に、報告第 3 号及び報告第 4 号は、高浜市土地開発公社及び高浜市総合サービス株式会社の経営状況の御報告をさせていただくものでございます。

以上が 3 月定例会に付議させていただきます案件でございます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま当局より説明がありましたとおり、同意 3 件、一般議案 10 件、補正予算 8 件、当初予算 8 件、報告 2 件であります。ただいまの説明に対する質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 ないようでしたら市長。

市長挨拶

委員長 当局の方はご退席願います。ご苦勞様でございました。

(2) 議案の取り扱いについて

委員長 事務局より説明を願います。

説(事務局 副主幹) それでは、議案の取り扱いについて御説明させていただきます。3月定例会の会期及び会議日程につきましては、既に昨年の12月16日開催の議会運営委員会で決定をいただいておりますが、会期につきましては3月2日から3月24日までの23日間でございます。

議案の取り扱いにつきましては、3月2日の本会議初日に同意第1号から第3号までを即決でお願いし、議案第2号から議案第27号までの上程、説明後、報告第3号及び報告第4号の報告を受けます。

3月4日第2日目と5日第3日目の2日間は一般質問、一般質問終了後に関連質問を願い、3月9日の第4日目には、議案第12号から議案第19号までの補正予算の質疑、討論、採決をお願いし、その後、議案第2号から議案第11号まで及び議案第20号から議案第27号までの総括質疑、予算特別委員会の設置、議案の委員会付託をお願いいたします。

3月11日及び12日の予算特別委員会においては、議案第20号から議案第27号までの8議案を、3月16日の総務建設委員会においては、議案第2号及び議案第3号の2議案を、3月17日の福祉文教委員会においては、議案第4号から議案第11号までの8議案の審査をお願いいたします。

最終日の3月24日は委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決の順で行います。なお、議案第12号から議案第19号までの補正予算は、第4日目3月9日火曜日に、質疑、討論、採決を行いますので、討論については3月8日月曜日の正午までに議長あてに討論通告書を提出していただきますようお願い

願いたします。

そのほかの議案につきましては、3月23日火曜日の正午までに御提出をお願いいたします。説明は以上でございます。よろしく願いたします。

委員長 当局より提示がありました案件につきましては、ただいま事務局が説明いたしました案の通りに決めさせていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、案の通りに決定させていただきます。

なお、議案第5号高浜市自治基本条例の一部改正についてにおける第9条の改正については、議会から提出したものですので、第9条の改正に対する質疑を御配慮いただきますようお願い申し上げます。

(3) 一般質問の受付について

委員長 一般質問の受け付けについては、議会運営に関する申合せで、告示日の翌日の午前8時30分から午後5時までとなっておりますが、告示日の翌日である2月23日は天皇誕生日で祝日となっていることから、一般質問の受付を2月24日水曜日の午前8時30分から午後5時までとします。質問の順序は、受付順といたします。

ただし24日の午前8時30分以前に2人以上ある場合は、抽せんにより質問の順序を決めさせていただきますので、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決めさせていただきます。

(4) 予算特別委員会委員の指名について

委員長 事務局より説明を願います。

説（事務局 副主幹） 構成メンバーにつきましては、4年間の構成表で決められているとおり、令和3年の予算特別委員会の委員は荒川義孝議員、神谷利盛議員、岡田公作議員、長谷川広昌議員、柳沢英希議員、北川広人議員、今原ゆかり議員、倉田利奈議員、以上の8名となります。

委員長 事務局が報告いたしました8名を議長より指名することに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定いたします。

（5）請願書、陳情書及び意見書（案）の取り扱いについて

委員長 本日までに提出のありましたのは陳情書1件です。陳情第1号につきまして、付託先の委員会を事務局から発言願います。

説（事務局 副主幹） それでは、御手元に陳情文書表（案）と陳情書の写しを配付させていただいておりますが、提出されました陳情1件の付託委員会につきましては、陳情第1号ゼロカーボン達成に向けた取組の推進に関する陳情。以上1件について総務建設委員会に付託するということをお願いいたします。なお、陳情第1号につきましては、陳情者より意見陳述の希望がありましたので、御了承をお願いいたします。

委員長 ただいま陳情の付託委員会について事務局より発言がありましたが、そのように決定させていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

2 その他

委員長 私のほうから、今後の議会運営委員会の日程等についてお願いをいたします。初めに、3月9日の火曜日、本会議第4日目の終了後、常任委員会での自由討議に付する案件を選定するため、各派会議の開催後、議会運営委員会を開催いたしますので、予定をお願いいたします。

続いて、令和3年6月定例会の日程を協議する議会運営委員会を3月17日の水曜日、福祉文教委員会終了後に開催したいと思っておりますので、御予定をお願いいたします。

次に事務局から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

説（事務局 副主幹） 事務局より1点お願いいたします。株式会社キャッチネットワークより3月定例会の初日、3月2日に行われる市長の施政方針と教育長の教育行政方針について、キャッチで放送するため撮影したいと依頼がありましたので、あらかじめ御報告をお願いいたします。

委員長 それでは、ここで議長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

説（議長） 御手元に配付してありますとおり、2月18日付けで、内藤とし子議員より予算審査に関し資料要求願が提出されましたので、市長に資料要求を提出すべきか、議会運営委員会でお諮りいただきますようお願いいたします。

委員長 ただいま議長より、内藤とし子議員から提出されました資料要求願について、議会運営委員会で諮るよう依頼がございました。

資料要求については、議会運営に関する申合せ事項において、議案審議に当たり資料要求する場合は、議長に資料請求願書を提出し、議長はこれを議会運営委員会に諮り、資料要求を当局に要求すると決せられた場合は、議長は当局に資料要求するとあることから議会運営委員会で諮るものであります。

今回の資料要求について、まず内藤議員より説明をいただき、市長に資料要求を提出すべきが諮りたいと存じますので、内藤とし子議員、説明をお願いいたします。

説（15） 毎回、予算と決算の折には要求しているんですが、慎重な審議をす

るために予算の資料をお願いしています。今回もまたそれに倣ってといたしますか、それに合わせて要求しているところです。お願いします。

委員長 ただいま内藤委員から説明がありました。この件について御意見のある方お願いいたします。

意 見 な し

委員長 特に御意見もないようです。

本件につきましては、過去から予算審査に当たって資料請求願が出されております。これを市長に資料要求してきたものですので、これまでどおり議会として資料要求するものとしてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認めます。よって内藤とし子議員提出の資料請求願を議長より市長に提出することといたします。

ほかに皆さんのほうで何かあればお願いいたします。

意（16） よろしいですか。

委員長 何についてですか。委員ではございませんので。何について発言するかを先に言ってください。

意（16） 今回の予算議決に当たりまして、高浜市長期財政計画の内容説明を高浜市議会として当局に求めるよう要望したいということで発言させていただいてよろしいでしょうか。

委員長 それをここで、それを言われても議題として上げるわけにいかないものですから、もしそういう必要性を感じておられるのであれば、議長のほうに署名をもって提出させていただければ、議長のほうから、議運で諮ってくれとか各派で決めるとかというふうなことになると思うんですけれども。

意（議長） 今、倉田議員がおっしゃられました件については、この議運が始まる前に、私のもとへ要望書として出されています。まだ内容を見ていません

ので、また改めて見てから議運の委員会に諮るということであれば、報告させていただきます。

委員長 よろしいですか。

意見なし

委員長 それでは、以上をもって議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前10時32分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長